



1 目的

様々な人権問題をテーマとする総合的な講座を年間通して開催することで、人権啓発や人権相談等に携わる人々を幅広く養成することを目的としています。

2 概要

- (1) 対象者は、大阪府内に在住在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権啓発や人権相談に携わる人です。
- (2) 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別を実施します。
- (3) 人権啓発や人権相談の現場で活躍する人を想定し、人材養成のための 8 つのコースを設定しています。前期は下記①～④コースを実施します。関心のある科目のみを受講できる「科目選択受講」が可能です。

コースの構成

	コース名	科目数	定員
前期	①人権担当者入門コース	9	40
	②人権ファシリテーター養成コース	16	40
	③人権啓発企画担当者養成コース	12	40
	④人権相談員養成コース	34	50
後期	⑤人権ファシリテータースキルアップコース	6	25
	⑥人権企画マネジメントコース	6	25
	⑦人権相談員スキルアップコース	23	40
	⑧人権相談員専門コース	17	25

前期
実施
コース

各コースの詳細は、コース別の案内をご覧ください。

3 内容

- (1) 人材養成コース (各コースの案内もご覧ください。)

①人権担当者入門コース

新たに人権に関する業務の担当になった方を対象に、人権問題の基礎を総合的に学ぶことにより、必要な知識の習得を目指します。

②人権ファシリテーター養成コース

今後ファシリテーターをやってみようと思う方やファシリテーター経験が少しある方を対象に、職場や学校、地域等で人権学習・人権研修を参加体験型で実施できる人を養成します。

③人権啓発企画担当者養成コース

人権教育・啓発の企画や事業実施に取り組む方を対象に、人権教育・啓発事業の企画づくりの基礎を学び、職場、学校、地域等における企画担当者を養成します。

④人権相談員養成コース

相談業務経験が概ね 1 年未満の相談員を対象に、相談に寄せられる悩みや相談にいたる背景を理解し、必要に応じて関係機関の紹介や連携ができる相談員を養成します。

- (2) 科目選択

各コース科目の一部を選択して受講することができます。

4 実施期間

平成 28 (2016) 年 6 月 14 日 (火) ～8 月 8 日 (月)

- 5 主催 大阪府 (実施：一般財団法人大阪府人権協会)

6 会場

- ①HRC ビル (AIAI おおさか) 大阪市港区波除 4-1-37
 - ②大阪市生野区 (コリアタウン等)
- ※②の会場は当該科目の受講者に別途お知らせします。

- 7 参加・資料代 無料

8 受講申込方法・申込期限

平成 28 (2016) 年 6 月 3 日 (金) 12:00 必着

* 定員に満たない場合は継続して受け付けます。

* 受講申込書 (別紙様式) に必要事項を記入の上、郵送、E メール、FAX 等でお申込みください。



HRCビル (最寄り駅「弁天町」駅)

①JR 環状線 北口

②地下鉄中央線 4 番出口

各出口より北東へ約 600m

9 受講者の決定

- (1) 各科目で受講希望者が各コースの定員を超えた場合は、コース受講者を優先します。
- (2) 本事業は府及び市町村における人権施策の推進が目的であるため、コース受講者については、府及び市町村において人権啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
- (3) 上記の(1)(2)によってもなお定員を上回る場合は抽選にて決定します。
- (4) 受講の可否については、6月7日以降に当協会からEメール、FAX等にて連絡します。
- (5) 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は速やかに当協会に連絡してください。

10 出席について

- (1) 欠席、遅刻、早退等の場合は当協会まで必ず連絡してください。(FAX、メールでも可)
- (2) 15分以上の遅刻、早退は欠席扱いとします。
ただし、公共交通機関の遅れの場合は延着証明の提出により、30分以内であれば出席扱いとします。

11 履修要件について

履修とは、科目への出席と「受講レポート」(200字以上)の提出(2週間以内)です。

12 修了認定・修了証書の交付

- (1) 前期において修了認定を行うコースは、②人権ファシリテーター養成コース③人権啓発企画担当者養成コース④人権相談員養成コースの3コースです。
- (2) 次の修了要件を満たし、かつ、「講座企画委員会」において修了認定を受けたコース受講者には、大阪府知事名の修了証書を交付します。修了証書の再発行はできません。なお、2年間(平成27~28年度・平成28~29年度)での受講が可能です。

【コース修了要件】

- ① コース指定の全科目を履修することが必要です。
- ② 欠席はコース指定の全科目の概ね1割以内とします(下記参照)。欠席した科目については「特別レポート」(500字以上)を当協会が指定する期日までに提出することが必要です。
 - ・人権ファシリテーター養成コース：講義1科目以内
 - ・人権啓発企画担当者養成コース：講義1科目以内
 - ・人権相談員養成コース：講義3科目以内
- ③ 演習科目については、欠席を認めないので、欠席した場合は履修とはなりません。
- ④ コース指定の全科目を履修した後に、示された課題について作成する「修了レポート」(800字以上)を当協会が指定する期日までに提出することが必要です。

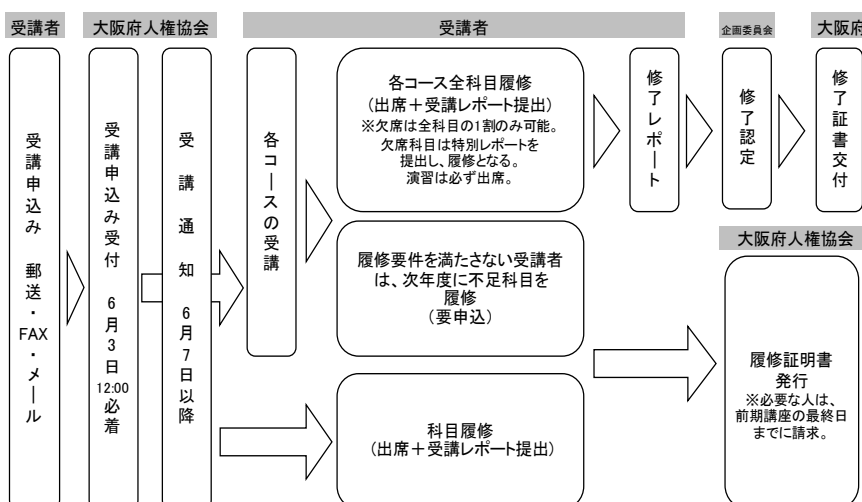
13 科目履修証明書の交付

修了認定を行うコースの未修了者、修了認定がないコース及び科目選択受講者で履修証明が必要な場合は、前期講座の最終日までに指定の様式にて申請してください。当協会代表理事名で履修証明書を交付します。交付は修了した年度のみです。再発行はできません。
出席だけ(受講レポートの提出がない場合)の科目の履修証明はできません。

14 その他

受講申込書記入の個人情報本講座に関するものみに使用し、厳重に保管の上、本講座終了後、整理ができた時点で破棄します。

受講申込から修了までの流れ



問い合わせ・受講申込み先

一般財団法人大阪府人権協会
担当：成田(なりた)
〒552-0001
大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階
TEL：06-6581-8613
FAX：06-6581-8614
E-MAIL：info@jinken-osaka.jp

《大阪府人権局からのお知らせ》

①人権担当者入門コースの一部及び
④人権相談員養成コースは、大阪府人権擁護士の資格取得に必要な講座となっています。詳しくはHPをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>
(人権局人権擁護課 TEL06-6210-9284)